

院内医療安全対策に関する取り組み事項について

当院では、東北厚生局へ「医療安全対策加算2」の届出を行い、所定の診療報酬を算定しております。

当院における医療安全対策等を検討するため、リスクマネジメント部会を中心に、各部署のリスクマネージャーとの連携をはかり、院内医療事故対策に取り組んでおります。

医療安全対策の取り組み事項は、下記の通りです。

記

- 医療安全管理指針及び医療安全管理マニュアルの作成・見直し
- 院内ラウンド(月1回)による安全確保
- 異常発生時の迅速な対応、事例の分析、改善案の立案、職員への
安全対策の周知
- 職員研修の企画・実施(年2回程度)
- 医療安全対策に関するカンファレンスの実施(週1回程度)
- 患者相談窓口の設置

以上

令和8年4月1日

福島県立南会津病院長